

質問 番号	質問事項	回答内容
1	特記仕様書 1-2頁(第1章 第3節 第1項 基本事項/第2項 疑義)に記載されている「当然必要と思われるもの/当然必要なもの」とは、本工事範囲にて解体撤去工事を行うにあたり必要な仮設物(足場・土留め・防護服 等)を指しておりますでしょうか？	足場等については、仮設計画図で参考としているので任意仮設になります。法的に必要なものは当然必要なものに該当します。 その他の事項については、6月24日回答分の質問番号4、質問番号5及び7月3日回答分(3)の質問番号1を参照して下さい。
2	上記質問にて認識に相違がある場合、具体的に「当然必要と思われるもの/当然必要なもの」をご教示ください。	質問番号1の回答のとおりです。
3	特記仕様書4頁(第2章 第3項 工事範囲) および図面に示された工事の範囲外における支障物(地下埋設物、残置された仮設物等を含むがこれらに限られない) または廃棄物等の想定できない事項については、本工事の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	質問番号1の回答のとおりです。
4	配布された設計図書から判断することのできない想定外の事象については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	質問番号1の回答のとおりです。
5	追加の調査が不可能な箇所にアスベストが含有されていた場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	6月24日回答分の質問番号9の回答のとおりです。
6	配布された設計図書から想定することができないアスベスト調査、残留物調査等の追加に伴う工事期間の延長は可能でしょうか。	6月30日回答分の質問番号7の回答のとおりです。
7	キレートタンク室、油脂庫等に想定できない残留物・残置物があった場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更の対象となりません。規模等を考慮してお見積り下さい。
8	天災等不可抗力により施工が不可能となった場合は、協議して工期を変更することは可能でしょうか。	6月30日回答分の質問番号7の回答のとおりです。
9	特記仕様書と工事請負契約約款との内容が相違する場合は、どちらの内容が適用されますでしょうか。	相違する内容により、適用を協議します。
10	提出様式(様式5-1号・様式5-2号・様式6号)にて、文字の全角・半角について指定・決まり等ございましたら、ご教示ください。	全角・半角の指定・決まりはありません。